

条例に盛り込む項目とその方向 (たたき台)

<平成18年11月9日現在>

	テーマ	検討会(第1回～第6回) 県民ワークショップ等での主な意見	条例に盛り込む項目	条例に盛り込む必要性	条例に規定する方向	他県の条例化の状況
1	揺れから身を守る	ワークショップ 建物や家具などの下敷きになって死者やけが人が出る、建物に被害が出て避難所が使えない など、心配する声が寄せられている。 (第3回検討会) 地震の揺れで家が潰れることを前提に、耐震診断を受けたら、どうあるべきかを考えておく必要があるとの議論があった。	既存建築物の耐震性の向上	建物の耐震化を図ることで、死者数を1/5に減らすことができると言われている。また、揺れによって、生活基盤である住宅を失えば、被災生活にも、大きな影響を与えるため、所有者自らの対策が進むよう取り組みを進めていく必要がある。	(自助) 建築物の耐震診断 耐震改修の実施 (公助) 県有建築物の耐震診断 耐震改修の実施 耐震診断結果の公表、耐震化の取り組みの普及 啓発、相談体制の整備、耐震診断 耐震改修に対する支援	静岡県、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉
2	揺れから身を守る	"	建物内における安全対策	県民アンケートの結果からは、家具の転倒防止やガラスの飛散防止などの比較的容易にできる対策であっても、あまり行われていない。死者や負傷者を減らすためには、建物内の対策を自ら進めることが重要である。	(自助) 家具の転倒防止対策・ガラスの飛散防止対策の実施 (公助) 対策の普及 啓発	(家具の転倒防止) 静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉 (ガラスの飛散防止) なし
3	揺れから身を守る	ワークショップ) ブロック塀などが倒れることによって、死者やけが人がでる、避難路を塞ぐなどを心配する声が寄せられている。 (第3、5回検討会) ブロック塀や自動販売機、落下物等の安全対策について、条例に何らかの形で盛り込む必要があるのではないかと議論があった。	落下物、転倒物の安全性の確保	過去の地震では、ブロック塀の倒壊やガラスのなどによって死者やけが人が発生しているが、現状では、安全対策が進んでいない。特に、津波の浸水が予想される地域では、避難路の安全性を確保する必要がある。	(自助) 避難路に接する落下対象物・ブロック塀 自動販売機の安全性の確保、地震時に落下物や転倒物等の恐れのある危険箇所付近に近づかない (共助) 落下物や転倒物等地域の危険箇所の点検 把握 (公助) 対策の普及 啓発	(落下対象物) 静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉 (ブロック塀等) 静岡、三重、埼玉
4	揺れから身を守る	(第3回検討会) 過去の震災でも、危険と判定された建物に入っている事例が見られるため、余震から身を守るためには、何らかの事前の対策が必要との議論があった。	被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施	余震からの被害を防ぐためには、被災した建築物や宅地の危険度を知り、対応する必要があるため、制度の充実と県民の理解が必要である。	(公助) 判定士の養成、実施体制の整備、県民への制度の周知 (自助) 判定調査への協力、判定結果に応じた避難 補強等の措置	静岡県、愛知、岐阜、埼玉 (静岡、埼玉は被災建築物の危険度判定のみ)
5	揺れから身を守る 津波から逃げる	ワークショップ) 橋が落ちないか、ダムが崩壊しないか、堤防が決壊しないかなど心配する声が寄せられている。	公共土木施設等の安全性の確保	地震の揺れで、公共土木施設などに破損や崩壊等が起これば、県民の避難や防災機関の応急対策にも支障があるため、日頃からの安全対策が重要である。	(公助) 道路、橋梁、河川、海岸等の公共土木施設等の安全性の確保 (整備、点検、維持管理)	東京、三重、埼玉
6	大津波から逃げる	ワークショップ) 津波が到達するまでに避難できる高台がないなどの不安の声を寄せられている。	津波からの一時避難場所、避難経路の確保	津波からの避難が困難な地域では、地域や行政が協力して、津波避難ビルの指定や高台の整備など一時的に避難する場所の確保が必要である。	(共助) ビル所有者の津波避難ビルの指定への協力、一時避難場所 避難経路の整備 (公助) 市町村が行う津波避難ビルの指定、一時避難場所 避難経路の整備、一時避難場所の周知、津波避難サインの設置等への支援	なし
7	大津波から逃げる	ワークショップ) 津波からの避難場所がどこにあるのか、住んでいる所に津波が来るのか、津波から逃げられるのかなど、心配する声が寄せられている。 (第3回検討会) 津波からは、情報を収集して逃げるのではなく、揺れが収まったら逃げるのが基本であるとの議論があった。	津波からの迅速な避難	本県では、早いところでは揺れから3分程度で、津波が到達することから、迅速な避難が不可欠である。津波の避難意識を高くすることで、死者を半分にすることができると言われているが、県民アンケートでは、県民の津波に関する避難意識は、高くないことから、その意識づけや対策を進める必要がある。	(自助) 日頃からの避難場所 避難経路の確認、揺れが収まったらすぐに避難、津波避難訓練への参加 (共助) 津波避難計画・ハザードマップの作成、安全な場所への誘導 (公助) 迅速な避難についての啓発、津波避難計画・ハザードマップの作成支援	三重県では、津波からの迅速な避難の啓発のみを規定
8	火災から身を守る	ワークショップ) 密集市街地等での建物の倒壊による火災が心配、消防車が来られないかもしれないとの不安の声を寄せられている。 (第3回検討会) 個人や家庭などで、地震発生時に火をださない、出たときにはすぐに消すことが重要との議論があった。	出火の防止、初期消火	地震では、同時に多くの箇所で火災が発生するため、地域の消防機関では対応が困難なことが想定される。火災から身を守るためには、家庭、地域、職場などで、事前の出火防止や、初期消火を行うことが重要である。	(自助) 火災の発生防止のための必要な措置 (行動) の実施、消火器等の設置、初期消火の努め (共助) 火災訓練の実施 (公助) 火災の予防に関する意識の啓発	静岡県、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉では、県民の責務として、初期消火や出火の防止が規定されている。

条例に盛り込む項目とその方向 (たたき台)

<平成18年11月9日現在>

	テーマ	検討会(第1回～第6回) 県民ワークショップ等での主な意見	条例に盛り込む項目	条例に盛り込む必要性	条例に規定する方向	他県の条例化の状況
9	液化化や崖崩れ、地盤沈下などから身を守る	(ワークショップ)山崩れや土石流、液化化、地盤沈下などが心配。安全な避難場所や避難経路が分からないとの声が寄せられている。 (第4回検討会)地震発生直後には、危険を行政が判定できないので、自らが、地盤の状況などについて事前に把握しておく必要があるとの議論があった。	地域の災害危険箇所の把握	平時から、地域における災害危険箇所を把握し、地震発生時の適切な行動に結びつける必要がある。	(自助)地域の災害危険箇所の把握、日頃からの避難場所・避難経路の確認、自らの判断による避難 (公助)災害危険箇所(情報)の県民への提供、地震発生後の災害危険箇所の点検・周知	(災害危険箇所の把握・避難路・避難場所の確認)静岡、東京、愛知、三重、岐阜 (災害危険箇所の巡視)愛知
10	命を助ける	(第4回検討会)地震発生後の何日間かは、この道路は人命確保のためのものであり、一般車両は入ってはいけないことを県民に理解して頂く必要があるとの議論があった。	緊急交通の確保	地震発生後の消火や救出活動、救援活動などを円滑に行うためには、緊急輸送路を確保する必要があるが、過去の地震災害では、交通渋滞が発生し、災害応急対策車両の通行が妨げられた事例がある。このため、県民に、交通規制への協力や車両の使用の際の遵守事項などへの理解を求めめる必要がある。	(自助)緊急通行車両等の通行の確保への協力 (公助)路線・区間の事前の県民周知、緊急輸送の確保・広報・県民への協力要請	静岡、東京、愛知、三重、岐阜
11	命を助ける	(ワークショップ)けが人の救出や搬送を心配する声が寄せられている。 (第4回検討会)応急救助の要請は、公助の部分だが、体制が取れていないと混乱が生じるので具体的に検討しておく必要があるとの議論があった。	災害応急体制の整備	南海地震による人的被害を減らすためには、事前の予防対策とともに、公助としての地震発生直後の迅速な対応が重要である。	(公助)人命救助活動を最優先することの理解の求め、避難・救出救助・医療・緊急物資調達・供給等の活動を円滑に行うための応急体制の整備、他県への応援要請、応援部隊の受け入れ体制の整備、応急対策の実施に係る事業者等との協定の締結、訓練の実施	(応急体制の確立)東京、三重、岐阜 (事業者等との協定の締結)静岡、三重
12	命を助ける	(ワークショップ)高齢者、障害者などの災害弱者の救出やけが人の処置を心配する声がある。 (第4回検討会)発災時には、全ての病院が機能することはない。全てのけが人を病院で手当はできない。一人一人が簡単な応急手当ができるようにすることが大切との議論があった。	被災者の救出・救助	救命率が大きく減る72時間後までに、早く救出し、必要な手当を行わなければならない。地震発生直後には、公助が十分に機能しないことを想定し、命を守るために、自助、共助の役割が重要である。	(共助)事業者>地域住民及び自主防災組織と協力した救出活動・応急手当・避難誘導等の実施 <自主防災組織>救助・救出等のための資機材等の整備、応急措置訓練の実施、地震発生時における救出救助・応急手当・避難誘導等の実施 (公助)救助・救出訓練等の実施、事業者・自主防災組織が行う救出・救助活動への支援	静岡、愛知、三重では、県民の責務、事業者の責務、自主防災活動として、規定されている。
13	命を助ける	(ワークショップ)災害時要援護者を助けられるのか、個人情報の扱いが不安との声が寄せられている。 (第3回、6回検討会)助けてもらいたい意思のある人は、自分で手を挙げて、情報を出していく意識が必要。個人の情報は、自主防災組織が責任を持って管理することが重要であるとの議論があった。	災害時要援護者への支援	移動や判断、情報の受信などに支援を要する者が被害にあいやすいため、被害を受けないために、地域での支え合いの仕組みづくりや、社会福祉施設等において地震対策を進めることが重要である。	(自助)災害時要援護者>自らの自主防災組織等への情報提供<社会福祉施設の設置者>利用者の特性を踏まえた避難誘導体制の確立 (共助)災害時要援護者の支援体制の構築、災害時要援護者情報の適正な管理 (公助)災害時要援護者に配慮した地震対策の実施 個人情報の取り扱いについての検討が必要	(災害時要援護者に配慮した地震対策の実施)静岡、三重、岐阜 (市町村等が行う災害時要援護者に対する施策への支援)東京、愛知、埼玉
14	避難生活や被災生活を送る	(ワークショップ)避難生活に関するトイレや共同生活などの問題や避難所に支援が届くのか心配する声が寄せられている。 (第5回検討会)ボランティア活動が円滑かつ有効に機能するためには事前の体制づくり、特に、コーディネーターの育成が重要との議論があった。	災害ボランティア活動	地震が発生した場合には、各種の援護を必要とする被災者が増大し、県や市町村、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないため、ボランティアが円滑に活動できる環境を整備する必要がある。	(公助)ボランティア・ボランティアコーディネーターの養成、ボランティアの受け入れ体制の整備、ボランティア活動への支援	静岡、東京、愛知、三重、岐阜 東京では、ボランティアに対する支援を知事の責務として規定。

条例に盛り込む項目とその方向 (たたき台)

<平成18年11月9日現在>

	テーマ	検討会 (第1回～第6回) 県民ワークショップ等での主な意見	条例に盛り込む項目	条例に盛り込む必要性	条例に規定する方向	他県の条例化の状況
15	避難生活や被災生活を送る	ワークショップ)避難生活に関するトイレや共同生活などの問題や避難所に支援が届くのか心配する声が寄せられている。 (第4回検討会)避難所運営では、震災のたびに、様々な問題が起こっているが、経験が活かされていない。避難所運営では、地域住民、避難した住民、避難所を運営する人たちで役割分担が必要。また、心の問題は、いろんな病気を引き起こす要因となるのでケアが重要との議論があった。	避難生活	地震の発生により、多くの避難者が発生するものと想定され、被災者が健康を保ち安心して生活できるよう、避難所の確保とスムーズな運営が重要である。また、避難所生活が長期化するため、避難所で生活を送る被災者などがお互いに助け合い協力して生活を送ることが重要である。	(供助)避難者>避難所運営への協力 (公助)避難所の運営方法をあらかじめ定める、避難所の確保、運営支援、心のケア、健康への配慮、応急仮設住宅の供与	静岡、愛知、三重

条例に盛り込む項目とその方向 (たたき台)

<平成18年11月9日現在>

	テーマ	検討会(第1回～第6回) 県民ワークショップ等での主な意見	条例に盛り込む項目	条例に盛り込む必要性	条例に規定する方向	他県の条例化の状況
16	避難生活や被災生活を送る命を助ける	ワークショップ 電話が通じないため、家族や近所の人への安否が心配。被害情報などの正確な情報を入手したいとの声が寄せられている。 (第5回検討会) 地震発生後3日間は、情報提供は困難。どのように情報収集すると併せて、どうやって的確な情報を伝達するかも課題であるとの議論があった。	情報の入手	地震発生直後には、正確な情報は入手できないため、家族の安否を確認する方法を予め決めておく必要がある。行政としては、情報不足によるパニックや誤った情報による誤判断から県民を守るために、できるだけ早く、的確な被災情報や生活情報などを収集し、県民に提供する必要がある。	(自助) 家族間の連絡方法の確認 (公助) 情報収集 連絡体制の確立、県民への被災情報 生活関連情報の提供、報道機関との連携 (共助) 情報の収集 伝達	(家族間の連絡方法の確認) 愛知、岐阜 (情報収集 連絡体制の確立) 東京、三重、岐阜
17	生活を再建する、産業 都市を再生する	(第6回検討会) 阪神淡路大震災では、学校に仮設住宅が建てられて、授業ができない状況にあったが、こうしたことも、復興で考える必要があるとの議論があった。	復興対策	被災地域の復興は、地域住民の参画のもとに進めていく必要がある。	(公助) 復興計画の策定、復興対策の実施 (共助) 行政と住民の相互協力による復興への取り組み	東京、三重
18	地域の防災力や備えを強化する	ワークショップ) 自主防災組織の必要性を認めつつも、住民同士のコミュニケーションが薄らいっているため、組織化が難しいとの声が寄せられている。 (第6回検討会) 自主防災組織の活性化では、意欲を持ち、どうやって保つのが大事。条例では、自主防災組織の法的位置付けが大きなポイントとなるが、組織化や参加に強制力をもった形にするのは難しいのではないかと議論があった。	自主防災組織の活性化	南海地震が発生したときには、公的機関も被災し、被災地全域に、消火や救出救助、応急手当等が行く届かないことが予想されるため、県民の命を救うために、地域での助け合いが不可欠であることを認識し、自主防災組織を育成していく必要がある。	(自助) 自主防災活動への参加 (共助) 自主防災組織の結成、活動の強化 (公助) 自主防災組織の育成支援、リーダーの育成、自主防災活動への支援	静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉
19	地域の防災力や備えを強化する	(第1回、第3回検討会) 南海地震への備えを進めるうえで、無関心、利己心、理解力不足、想像力の欠如という4つの問題を打開しなければならない。県民に意識を変えてもらうためには、防災のことを教えられる人材を育成することが重要との意見があった。	防災教育 啓発の推進	南海地震から身を守るためには、地震発生時における正しい行動をその場の状況に応じて判断できるよう自らの身は自らが守る「づくり」が重要である。このためには、防災教育や啓発を、学校、家庭、地域、職場など多様な主体の中で、連携しながら、息の長い取り組みとして進めていく必要がある。	(自助) 防災意識の高揚、知識の向上 (共助) 地域住民への研修の実施 (公助) 防災教育の推進、効果的な広報 啓発の実施、防災の知識や技術を持った人材の育成	静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉
20	地域の防災力や備えを強化する	(第5回検討会) それぞれの分野で、どういうリスクがあるかという点を検討し対応することが重要で、大きなコストを掛けることばかりではないので、リスクと軽減するという気持ちでやるのが重要との議論があった。	事業所の防災対策 防災活動の推進	災害時に事業者の果たす役割としては、従業員や顧客の安全確保、事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動への貢献などがあり、そのために必要な取り組みを進めていくことが重要である。	(自助) >事業者>事業継続計画の策定、従業員への教育 啓発 訓練の実施、顧客 従業員の安全性の確保、食糧 水の備蓄、応急措置に必要な資機材の整備 (公助) 事業者の地震防災対策の取り組みへの支援	静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉 事業者の責務として規定されている。
21	地域の防災力や備えを強化する	(第4回検討会) 自主防災組織で、個人の水や食糧の備蓄を確認してみても、ほとんどできていないのが実態。孤立したらどうなるかということを理解してもらおうことが重要との議論があった。	その他(県民の備え)	地震発生直後は、日常生活に必要な食糧や飲料水などの確保が困難となるため、県民の責務として、最低限の備蓄を行う必要がある。	(自助) 水・食糧、医薬品の備蓄、非常持ち出し品の準備	(水・食糧の備蓄) 静岡、東京、愛知、三重、岐阜、埼玉
22	その他		条例を推進するための仕組み	-	県民、自主防災組織が地震防災活動の点検等を行う地震防災の日の定め 南海地震対策を計画的に進めるための行動計画の策定	地震防災の日) 愛知、岐阜 (行動計画) 東京、愛知、三重、岐阜